

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和18年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第58号
令和8年3月23日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
各方面本部長

指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について(通達)
指定自動車教習所(以下「教習所」という。)におけるオンラインによる学科教習(以下「オンライン学科教習」という。)を実施する上での留意事項については、指定自動車教習所の負担を軽減する観点から、下記のとおり一部の見直しを図ったので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について(通達)」(令和6年7月18日付け警察庁丁運発第144号)は廃止する。

記

1 基本方針

教習所における学科教習は、双方向性が確保される対面での学科教習(以下「対面学科教習」という。)が基本であって教習所にオンライン学科教習の実施が義務付けられているものではなく、教習生の利便性を図る観点からオンライン学科教習の実施を希望する教習所には、対面学科教習と同様の教習の水準を維持させなければならないことに留意すること。

また、学科教習は、初心運転者教育において、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践できる運転者を育成する上で極めて重要なものであることを踏まえ、対面学科教習であるか、オンライン学科教習であるかを問わず、引き続き教習内容の充実に努めさせること。

2 実施方法

オンライン学科教習は、6に規定する方式のほか、次のいずれかの方式で行わせること。

(1) ライブ配信方式

情報通信機器を通して、学科教習を行う教室等以外の場所において、同時かつ双方向に行う方式

(2) 録画配信方式

情報通信機器を通して、学科教習を行う教室等以外の場所において、動画ファイルを再生して行う方式であって、当該動画ファイルの再生終了後、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により、その動画に出演する教習指導員、当該動画の内容の検討に参画した教習指導員等、当該動画の内容に精通した教習指導員(以下「担当指導員」という。)が指導及び質疑応答を行う機会が確保されるとともに、

当該担当指導員が教習生の受講状況を確認し得るもの

3 基本的留意事項

- (1) オンライン学科教習を実施する教習所であっても、教習生が希望した場合は対面学科教習を実施することができるよう教習計画を策定させるとともに、これに必要な実施体制を整えさせること。
- (2) 学科教習項目のうち、実技訓練を伴う「応急救護処置」及び「身体障害者への対応」並びに教習生同士や教習生と教習指導員が技能教習に引き続いて討論を行うこととされている「危険予測ディスカッション」については、オンライン学科教習を行わせないこと。

また、「運転者の心得」については、全ての教習に先行して最初に行われる学科教習であり、各教習生の学科教習に対する姿勢を確認するという観点から、可能な限り対面学科教習で実施させるとともに、その他の学科教習項目についても、教習所の判断により可能な限り対面学科教習を実施するよう努めさせること。

- (3) オンライン学科教習を実施する教習所については、あらかじめ教習計画を変更させ、オンライン学科教習の実施方法、オンライン学科教習を実施する学科教習項目名並びに技能教習の進捗状況に応じた内容及びタイミングで学科教習を受講させるなどの教習方針等について把握しなければならないことに留意すること。
- (4) オンライン学科教習を実施する教習所については、情報通信機器、カメラ、マイク等必要な資機材を整備させること。
- (5) オンライン学科教習を実施する教習所については、教習生のなりすまし等を防止するため、個人IDやパスワードの発行その他の適切な方法により、教習生の個人識別を確実に行わせること。
- (6) オンライン学科教習を実施する教習所については、オンライン学科教習を受ける教習生ごとに、当該学科教習を受けた日時、学科教習項目名のほか、個人IDを入力したログを管理するなどして受講状況を確認して把握させること。また、教習生がオンライン学科教習で使用する情報通信機器についても把握させるとともに、教習生に対して、通信環境の悪化等により50分の学科教習を受講したとは認められない場合や5(6)の小テストに一定時間回答がない場合等は、改めて最初から当該学科教習を受講する必要があることを事前に説明させること。
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第3項においては、管理者の義務として、教習を教習指導員以外の者に行わせてはならないと規定されていることから、オンライン学科教習であっても、当該教習所において選任された教習指導員に実施させること。
- (8) オンライン学科教習の教習時間、教習方法等についても、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和7年10月24日付け警察庁丙運発第572号）により指示している事項を遵守させること。
- (9) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第5項第2号へに基づき、オンライン学科教習を行う場合であっても学科（二）については、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した教習生でなければ行わせないこと。
- (10) オンライン学科教習の教習原簿への実施結果の記載は、ライブ配信方式の場合は当

該オンライン学科教習を実施した教習指導員名で、録画配信方式の場合は当該オンライン学科教習終了後の質疑対応、受講状況の確認等を担当した担当指導員名で、それぞれ行わせるとともに、当該教習がオンライン学科教習により実施されたものであることを判別できるようにさせること。

なお、オンライン学科教習の受講日時については、いずれの方式であっても教習生が実際に視聴した日とし、教習原簿には、教習指導員が受講確認を行った日付についても記載させること。

- (11) オンライン学科教習においても、技能教習の第1段階及び第2段階の教習効果の確認を実施する前後において、学科試験の例に準ずる試験の実施その他の方法により教習効果の確認を行うよう指導すること。

4 ライブ配信方式の留意事項

- (1) ライブ配信方式によるオンライン学科教習の実施中に、通信環境の悪化による回線切断等の発生により、50分の学科教習を受講したとは認められない場合は、改めて最初から当該学科教習を受講させること。
- (2) ライブ配信方式によるオンライン学科教習の実施可能人数については、教習生に対する教習効果に鑑み、教習生に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な情報通信機器等に応じた人数とし、教習生が過度に多くならないようにさせること。

5 録画配信方式の留意事項

- (1) 録画配信方式によるオンライン学科教習については、動画への出演のほか、当該動画の内容の検討への参画についても、当該教習を実施する教習所において選任された教習指導員に実施させること。

また、動画に出演している教習指導員が、その選任を解かれた場合（以下「解任」という。）には、当該教習指導員が出演していた動画をオンライン学科教習に使用させないこと。ただし、当該解任がやむを得ない場合（法第99条の3第5項において準用する同法第99条の2第5項の規定に基づき教習指導員資格者証の返納を命じられた場合等、当該教習指導員が教習に従事することが不適切である場合を除く。）には、引き続き解任された教習指導員が出演している当該動画を使用することも可能であるが、その使用については、あらかじめ当該教習指導員の許諾を得させること。また、当該動画を使用することは一時的なものであることから、(3)に基づき動画の内容を見直す際には、その時点において当該教習所で選任されている教習指導員に動画への出演及び当該動画の内容の検討への参画をさせるとともに、可能な限り速やかに、当該動画に差し替えさせること。

- (2) 動画については、同一の教習指導員が全編にわたって出演する必要はなく、複数の教習指導員が出演することも可能であるが、複数の教習指導員で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は当該動画に出演させること。なお、対面学科教習におけるビデオ又は映画に相当する時間については教習指導員を出演させる必要はない。

また、教習指導員が動画の画面上に登場している場合に加え、投影された教本、スライド等の内容に対して、当該画面に登場していない教習指導員が解説している場合

も、教習指導員が動画に出演しているものとするが、教習指導員が動画の画面上に登場していない場合については、当該動画の冒頭に当該教習指導員の氏名を表示するなど、当該教習指導員がいずれの教習指導員であるかについて教習生が把握できるような措置を講じさせること。

- (3) 動画の内容については、交通情勢や地域特性に沿ったものであり時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行わせること。

特に、社会的反響の大きい交通事故、交通違反、交通問題等が発生したときや道路交通法令及び「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）が改正されたときなどは、確実に見直しを行わせるとともに、その内容が時宜にかなう適切な内容となっていることを随時確認すること。また、おおむね1年ごとに内容を確認し見直しの要否を検討させた上で、必要に応じ見直しを行うよう指導して、学科教習の水準の維持向上に努めさせること。

- (4) 録画配信方式によるオンライン学科教習においては、教習生がより柔軟なスケジュールで学科教習を受けることができることから、技能教習の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴させるよう計画させるなど、個々の教習生に対する教習効果が一層高まるような学科教習の実施に努めさせること。

また、学科教習については法令上は1日当たりの教習時間の制限はないものの、録画配信方式によるオンライン学科教習において教習生が長時間にわたってまとめて動画を視聴した場合には、疲労などにより教習効果が低下するおそれがあることから、教習生の集中力が継続する時間や担当指導員による指導及び質疑応答に要する時間等を考慮し、1日当たりの視聴可能時間について、上限を設定するよう努めさせること。

- (5) 録画配信方式によるオンライン学科教習終了後の担当指導員による指導及び質疑応答については、動画の視聴終了後速やかに実施させるとともに、動画終了後の画面に自動的に指導事項や質問フォームが表示されるといった双方向性が確保された効果的なものとさせること。

- (6) 録画配信方式によるオンライン学科教習においては、理解度を確認するための小テストや質問フォームを動画の視聴途中や教習終了後に適時挿入するなど、双方向性が確保された効果的な教習となるよう努めさせること。

また、動画の視聴途中で小テストや質問フォームを挿入する場合、教習生が回答するための時間については50分の教習時限に含めないこととするが、一定時間反応（質問フォームを挿入する場合は、質問がない旨を回答することを含む。）がない場合は、教習生に対して警告を発するなどした上で、当該学科教習については教習不成立とさせること。さらに、小テストの結果等については、学科教習終了後の指導の参考にさせるなど、教習の水準の維持向上に努めさせること。

- (7) 録画配信方式によるオンライン学科教習では、教習生の受講状況をリアルタイムで確認することができないことから、

- ・ 教習生の受講状況を視聴端末のカメラ等により随時記録した上で教習終了後に当該記録画像等の全てを確認する措置
- ・ ゲームに興じる、長時間離席するなどの状況が確認できた場合には動画を自動で停止する機能や、(6)の小テスト等に一定時間反応がない場合には教習生に警

告を発した上で教習を中止する機能を有するシステムを活用する措置といった不正な受講を防止するために必要な措置を講じさせること。

また、当該措置により、ゲームに興じていた、長時間離席していた、目を閉じて全く画面を見ていない、動画を早送りで再生したなどの理由により、50分の学科教習を受講したとは認められないことを確認した場合には、当該学科教習については教習不成立とし、改めて最初から当該学科教習を受講させること。

さらに、教習生の受講状況を確認するために記録した画像等については、事後の検証が可能となるよう教習原簿と同様に一定期間保存させること。

- (8) 録画配信方式によるオンライン学科教習を実施する教習所において、対面学科教習を実施する機会が減少している場合は、教習指導員の学科教習の能力が低下しないよう、教習指導員に随時対面学科教習を行わせ、又は教習指導員に対する必要な指導教養を適時行うよう、管理者を指導すること。

6 その他

教習所内の教室等において、教習指導員等が目視による受講確認を行う中で、あらかじめタブレット等の動画再生機器に保存された動画ファイルを使用して、各教習生にそれぞれ受けたい学科教習項目の動画を視聴させる方式については、録画配信方式に準ずるものとしてこれと同様の方法により実施できるものとするが、この場合は、教習指導員等が目視による受講確認を行っていることから、5(7)の不正受講防止の措置は不要とする。

また、当該方式により実施する場合は、教習生がそれぞれ異なる学科教習項目名に係る動画を視聴することが想定される一方で、教習終了後の指導及び質疑応答は担当指導員がその場で行うことが想定されることから、実施可能人数については、ライブ配信方式と同様に、教習生に対する必要な指導及び質疑応答を適切に行うことが可能と認められる人数で実施させ、教習生が過度に多くならないようにさせるとともに、指導及び質疑応答については、教習生が視聴する全ての動画の内容に精通している担当指導員に行わせること。